

事業概要

1 放課後子ども総合プラン事業の推進

北区では、放課後における子どもたちの安全・安心で健やかな活動拠点（居場所づくり）の充実を図るため、平成22年3月に策定した『北区基本計画2010』において、「放課後子ども教室」「学童クラブ」「校庭開放」の機能をあわせもつ総合的な放課後対策として「放課後子どもプラン」を推進することとした。

平成24年度の「東十条放課後子どもプラン」モデル実施を皮切りに実施校を順次拡大、平成25年度には普及啓発の一環として事業名の愛称の公募を行い、愛称名を「わくわく☆ひろば」とした。令和2年3月に策定した『北区基本計画2020』及び『北区子ども・子育て支援計画2020』では、放課後子ども総合プランを引き続き推進することとし、令和3年度に区内全小学校（34校）への事業展開が完了した。

2 北区放課後子ども総合プランの概要

放課後や夏休み等の長期休業期間に、子どもたちが地域の大人たちや専任の指導員に見守られ、ふれ合いながら、安心して伸び伸びと放課後の時間を過ごせる活動場所（居場所）、生活の場を提供するものであり、そこでは異年齢児童の交流を図り、宿題や復習等の学習活動、体験学習、校庭や体育館での遊びやスポーツ等が体験できる場となっている。また、学校ごとに実行委員会を設置し、地域の方々の参画を得て実施している。

わくわく☆ひろばは小学生の主たる居場所となることから、日常生活の中で、問題の発生を予防するとともに、問題が軽微なうちの早期発見、問題が発生した場合の学校や家庭、関係機関や専門機関と連携した対応等を担うことになる。

(1) 対象及び登録区分

- ① 対象は、当該小学校等に就学または当該小学校等通学区域に住所を有し国立小学校、私立小学校または特別支援学校等に就学する児童である（指定校変更した児童は除く）。
- ② 登録区分は、1年生から6年生を対象とする「放課後子ども教室（以下、「一般登録」という。）」と、保護者が就労等で昼間留守になる家庭の1年生から3年生までの児童及び4年生以上の要配慮児童を対象とする「学童クラブ（以下、「学童クラブ登録」という。）」の2種類があり、両者の一体的運営を行っている。

なお、4年生以上の要配慮児童の受け入れ対象は以下のとおりとする。

事業年度	対象の学年	受入れ対象
令和9年度	4年生	前年度に学童クラブの利用があり、対象年度も利用を希望する要配慮児童
令和10年度（予定）	4年生から5年生	
令和11年度以降（予定）	4年生から6年生	

ア 一般登録

「わくわく☆ひろば（一般登録）登録申込書」による登録をもって、一般登録としての利用が可能となる。

イ 学童クラブ登録

学童クラブの利用承認をもって、学童クラブ登録としての利用が可能となる。学童クラブ登録児童は、学童クラブを休室した場合や、土曜日育成の申請をしない場

合でも、一般登録としての利用は可能である。

(2) 主な活動内容

- ① 宿題や復習等の学習活動、体験活動（共通）
- ② 校庭や体育館での遊びやスポーツ（共通）
- ③ 卓球やダンス等のクラブ活動（共通）
- ④ 基本的な生活習慣や自立に向けた力を身に付ける支援（学童クラブ登録）
- ⑤ 家庭との日常的な連絡や情報交換（学童クラブ登録）

(3) 実行委員会

放課後子ども総合プランの円滑な運営と活動の充実を図るため実行委員会を設置し、運営方針や事業計画について検討・協議し、決定する。事業者は実行委員長と協議のうえ、必要に応じて実行委員会を開催する。

(4) 運営責任

放課後子ども総合プランは学校管理外の事業であり、北区子ども未来部の責任のもと管理運営している。

3 令和9年度に運営委託事業者を公募する事業

(1) 梅木小学校放課後子ども総合プラン（わくわく梅木ひろば）

実施場所	東京都北区立梅木小学校（北区西が丘 2-21-15）
児童数（小学校）	331名
学童クラブ児童数	● 学童クラブ第一 27名【定員40名】 うち、土曜育成利用児童 6名 ● 学童クラブ第二 31名【定員40名】 うち、土曜育成利用児童 0名 待機児童 なし
一般登録 早朝・夕方利用申請者数	● 早朝利用申請 27名（8:15~9:00） ● 夕方利用申請 27名（17:00~18:00）
活動場所	放課後ルーム：約63㎡（1階） 学童クラブ第一：約63㎡（1階） 学童クラブ第二：約63㎡（1階） その他：体育館、校庭等
備考	平成30年度から放課後子ども総合プランを委託している。

(2) 谷端小学校放課後子ども総合プラン（わくわく谷端ひろば）

実施場所	東京都北区立谷端小学校（北区滝野川 7-12-17）
児童数（小学校）	172名（特別支援学級含む）
学童クラブ児童数	● 学童クラブ第一 22名【定員40名】 うち、土曜育成利用児童 8名 ● 学童クラブ第二 22名【定員40名】

	うち、土曜育成利用児童 5名 待機児童 なし
一般登録 早朝・夕方利用申請者数	● 早朝利用申請 13名 (8:15~9:00) ● 夕方利用申請 19名 (17:00~18:00)
活動場所	放課後ルーム：約 63 m ² (1階)
	学童クラブ第一：約 68 m ² (1階)
	学童クラブ第二：約 68 m ² (1階)
	その他：体育館、校庭等
備考	平成30年度から放課後子ども総合プランを委託している。

(3) 田端小学校放課後子ども総合プラン (わくわく田端ひろば)

実施場所	東京都北区立田端小学校 (北区田端 5-4-1)
児童数 (小学校)	642名 (特別支援学級含む)
学童クラブ児童数	● 学童クラブ第一 51名【定員 50名】 うち、土曜育成利用児童 22名 ● 学童クラブ第二 45名【定員 50名】 うち、土曜育成利用児童 0名 ● 学童クラブ第三 47名【定員 45名】 うち、土曜育成利用児童 0名 ● 学童クラブ第四 47名【定員 45名】 うち、土曜育成利用児童 0名 待機児童 なし
一般登録 早朝・夕方利用申請者数	● 早朝利用申請 31名 (8:15~9:00) ● 夕方利用申請 40名 (17:00~18:00)
活動場所	放課後ルーム：約 63 m ² (4階)
	学童クラブ第一：約 85 m ² (田端保育園 3階) ※
	学童クラブ第二：約 85 m ² (田端保育園 3階) ※
	学童クラブ第三：約 70 m ² (田端保育園 3階) ※
	学童クラブ第四：約 72 m ² (田端保育園 2階) ※
	※田端保育園所在地：北区田端 3-24-14
	その他：体育館、校庭等
備考	平成30年度から放課後子ども総合プランを委託している。

(4) 滝野川もみじ小学校放課後子ども総合プラン (わくわく滝野川もみじひろば)

実施場所	東京都北区立滝野川もみじ小学校 (北区滝野川 3-72-1)
児童数 (小学校)	441名
学童クラブ児童数	● 学童クラブ第一 38名【定員 40名】 うち、土曜育成利用児童 30名

	<ul style="list-style-type: none"> ● 学童クラブ第二 39名【定員40名】 うち、土曜育成利用児童 0名 ● 学童クラブ第三 39名【定員40名】 うち、土曜育成利用児童 0名 待機児童 なし
一般登録 早朝・夕方利用申請者数	<ul style="list-style-type: none"> ● 早朝利用申請 31名 (8:15~9:00) ● 夕方利用申請 30名 (17:00~18:00)
活動場所	放課後ルーム：約 69 m ² (1階)
	学童クラブ第一：約 69 m ² (2階)
	学童クラブ第二：約 69 m ² (2階)
	学童クラブ第三：約 69 m ² (1階)
	その他：体育館、校庭等
備考	平成30年度から放課後子ども総合プランを委託している。

(5) 王子第一小学校放課後子ども総合プラン (わくわく王一ひろば)

実施場所	東京都北区立王子第一小学校 (北区王子 5-14-18)
児童数 (小学校)	530名 (特別支援学級含む)
学童クラブ児童数	<ul style="list-style-type: none"> ● 学童クラブ第一 39名【定員40名】 うち、土曜育成利用児童 20名 ● 学童クラブ第二 40名【定員40名】 うち、土曜育成利用児童 0名 ● 学童クラブ第三 40名【定員40名】 うち、土曜育成利用児童 0名 ● 学童クラブ第四 30名【定員40名】 うち、土曜育成利用児童 0名 待機児童 なし
一般登録 早朝・夕方利用申請者数	<ul style="list-style-type: none"> ● 早朝利用申請 36名 (8:15~9:00) ● 夕方利用申請 40名 (17:00~18:00)
活動場所	放課後ルーム：約 65 m ² (1階)
	学童クラブ第一：約 67 m ² (1階)
	学童クラブ第二：約 66 m ² (1階)
	学童クラブ第三：約 66 m ² (1階)
	学童クラブ第四：約 60 m ² (1階)
	その他：体育館、校庭等
備考	令和3年度から放課後子ども総合プランを委託している。

(6) 西が丘小学校放課後子ども総合プラン (わくわく西が丘ひろば)

実施場所	東京都北区立西が丘小学校 (北区西が丘 1-12-14)
------	------------------------------

児童数（小学校）	408名
学童クラブ児童数	<ul style="list-style-type: none"> ● 学童クラブ第一 46名【定員 45名】 うち、土曜育成利用児童 14名 ● 学童クラブ第二 56名【定員 55名】 うち、土曜育成利用児童 0名 待機児童：なし
一般登録 早朝・夕方利用申請者数	<ul style="list-style-type: none"> ● 早朝利用申請 18名（8：15～9：00） ● 夕方利用申請 19名（17：00～18：00）
活動場所	放課後ルーム：約 63 m ² （1階）
	学童クラブ第一：約 78 m ² （1階）
	学童クラブ第二：約 96 m ² （1階）
備考	その他：体育館、校庭等
	現在の運営形態は公設公営となっている。

※児童数（小学校）は令和8年5月1日現在のもの、学童クラブ児童数及び早朝・夕方利用申請者数は、令和8年4月1日現在のものである。

※放課後ルームとは、主に一般登録児童の活動を行う場所（学校の教室等）を指す。

4 運営委託条件

学校行事等の都合上変更する場合がある。

(1) 運営日（業務委託日）

月曜日から土曜日までとする。

(2) 運営時間

① 一般登録

ア 学校授業日：放課後から午後5時まで

イ 学校休業日：午前9時から午後5時まで

ウ 前ア、イにかかわらず11月から2月は午後4時30分まで

② 学童クラブ登録

ア 学校授業日：放課後から午後6時まで

イ 学校休業日：午前8時15分から午後6時まで

ウ 前ア、イにかかわらず、利用者から延長育成の申請があった場合の運営時間（土曜日における運営時間を除く。）は午後7時まで

③ 一般登録早朝利用

ア 学校授業日：運営なし

イ 学校休業日：午前8時15分から午前9時まで

④ 一般登録夕方利用

ア 学校授業日及び学校休業日：午後5時から午後6時まで

イ 前アにかかわらず、11月から2月は、午後4時30分から午後6時まで

(3) 休業日

① 日曜日

② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

- ③ 12月29日～1月3日（②に掲げる日を除く）

5 運営委託範囲

東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例、東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例施行規則、東京都北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）、東京都北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「基準規則」という。）、関係要綱、要領及びマニュアル等に基づき実施すること。

(1) 運営業務関係

【全般的な事項】

- ① 利用児童の健康管理、栄養管理、安全確保、情緒の安定を図る指導に関すること。
- ② 運営方針・指導計画・行事計画等の作成に関すること。
- ③ 一般登録と学童クラブ登録の一体的な運営に関すること。
- ④ 校外活動・野外育成・季節行事等を含む各種行事及び合同行事の実施及び届出に関すること。
- ⑤ 児童の昼食対応に関すること。
- ⑥ 児童の通所に関わる安全対策（ポイント送迎を含む）に関すること。
- ⑦ 原則として毎月の各種訓練（防災訓練・避難訓練・不審者対応訓練等）の実施に関すること。
- ⑧ 災害発生時の児童の保護及び保護者への連絡・引き渡しに関すること。
- ⑨ ホームページの作成、更新に関すること。
- ⑩ 保護者等からの要望及び苦情への対応に関すること。
- ⑪ その他必要な事務に関すること。

【一般登録に係る事項】

- ① 児童の遊び及び交流の場の提供に関すること。
- ② 自主的な遊びの活動への意欲及び態度の形成に関すること。
- ③ 放課後子ども総合プランだよりの作成・発行に関すること。（月1回）
- ④ 宿題や補習の学習に関すること。原則として毎日一定時間、学習時間を設けること。
- ⑤ 異年齢児間の遊びを通じた交流の促進の場の提供に関すること。
- ⑥ 学校・地域等と協力した遊びの環境づくりの場の提供に関すること。
- ⑦ 学力向上及び体力向上を目指した取り組みの企画運営に関すること。
- ⑧ 特別活動の実施に関すること。※1
- ⑨ クラブ活動の実施に関すること。※2
- ⑩ 早朝・夕方利用に関すること。

【学童クラブ登録に係る事項】

- ① 学童クラブだより（月1回程度）及び保護者への通知等の作成・発行に関すること。
- ② 保護者会の開催等に関すること。
- ③ 間食の提供に関すること。なお、間食の提供にあたっては、アレルギー食や宗教

食等について十分配慮すること。

※1 特別活動

普段体験できない様々な学習、スポーツ、体験活動を行うことを目的とした講座等。

※2 クラブ活動

卓球クラブやダンスクラブ等、特定の目的のもとに児童が自主的に加入する継続的活動。

(2) 管理業務関係

【全般的な事項】

- ① 事故等の対応及び報告に関すること。
- ② 児童の日々の入退室の管理に関すること。 ※3
- ③ ボランティア・実習生等の受け入れに関すること。
- ④ 他自治体及び区内の他施設等からの視察の受け入れ等に関すること。
- ⑤ 学校、地域及び児童館等との連携に関すること。 ※4
- ⑥ 実行委員会の設置、運営及び開催に係る事務に関すること。 ※5
- ⑦ 特別活動講師及びクラブ活動講師に関すること。 ※6
- ⑧ 保護者等へのアンケートに関すること。
- ⑨ 職員の研修及び報告に関すること。 ※7
- ⑩ 決算報告の提出に関すること。
- ⑪ 基準条例第6条の2（安全計画の策定等）、第6条の3（自動車を運行する場合の所在の確認）及び第12条の2（業務継続計画の策定等）に関すること。
- ⑫ その他必要な事務に関すること。

【一般登録に係る事項】

- ① 一般登録の登録に係る事務（登録申込書の配布・受付・書類作成等）に関すること。
- ② 早朝・夕方利用の承認に係る事務（利用申請書の配布・受付・書類確認・書類作成等）に関すること。
- ③ 早朝・夕方利用の利用料に係る事務手続きに関すること。
- ④ 一般登録の運営日誌、児童出欠席表、利用カード・参加カードの作成及び報告、統計に関すること。

【学童クラブ登録に係る事項】

- ① 学童クラブ登録の入退会に係る事務（入会申請書の配布・受付・書類確認・書類作成等）に関すること。
- ② 学童クラブ登録の児童票、緊急連絡票、育成日誌、児童出欠席表、育成状況報告書等の作成及び報告に関すること。
- ③ 学童クラブ登録の育成料（延長利用を含む。）に係る事務手続きに関すること。

※3 入退室管理

QRコードの読み込みによりデータで入退室確認を行い、希望する保護者には通知メールを自動送信するシステム。

- ※4 学校や地域、児童館等と連携し、円滑な事業運営及び児童の健全育成に努めるとともに、地域や児童館等で実施する行事等については積極的に参加・協力すること。また、責任者及び常勤の学童クラブ登録担当は、管轄児童館の運営委員会に出席し、

担当する学童クラブに係る事業計画・指導方針・事業報告等を説明するとともに、児童館運営委員会での意見要望を聞き、学童クラブの運営の改善に努めること。

※5 地域の方々や学校長・児童館長等で組織する実行委員会の意見を十分に反映した運営方針・指導計画・行事計画等を作成し、それらに基づいた運営をすること。また、責任者は、実行委員会等の会議に出席し、学校、地域等の意見要望を聞き、放課後子ども総合プランの運営の改善に努めること。

※6 特別活動講師及びクラブ活動講師については、小学校等の学区域内に居住する者または北区内に居住する者の積極的な活用に努めること。なお、特別活動及びクラブ活動に係る経費（講師謝礼、消耗品等）は受注経費に含めること。

※7 北区及び東京都等が実施する研修への積極的な参加に努めること。

(3) 施設・設備・備品関係

① 施設及び付帯設備の日常の保守・維持管理に関すること。

② 物品の管理・購入に関すること。

ア 原則として、税込5万円以上の物品を備品とし、税込5万円未満の物品を消耗品とする。

イ 備品等の管理にあたっては、東京都北区物品管理規則等に基づき、台帳を備え適切に管理すること。

ウ 運営にあたって必要となる消耗品は事業者が購入することとし、購入に係る経費は委託料へ含むこととする。備品は原則として北区が購入することとし、備品の購入を希望する場合は北区と協議すること。

エ 委託期間中、物品は原則として他の施設等へ移動しないこと。また、委託期間中に事業者が購入した消耗品の所有権は北区へ帰属するが、委託期間終了後、所有権は北区へ移転するものとする。

③ 施設及び付帯設備・物品に係る修繕に関すること。

④ 火災・盗難その他事故発生の防止に関すること。

⑤ 震災対策としての各種転倒防止に関すること。

⑥ 前項の災害等が発生した場合の必要な措置に関すること。

⑦ 鍵の管理に関すること。

⑧ 施設内及び周辺のみ美化及び清掃に関すること。

⑨ 環境意識の向上に関すること。

※ 北区が用意する備品（別紙「備品等一覧表」のとおり）以外の必要な備品（パソコン・プリンター・携帯電話等）については、事業者が準備すること。なお、その経費については、受託経費に含めること。

6 職員

(1) 職員区分

① 責任者

ア 要件

常勤の放課後児童支援員または基準規則第4条第4項各号のいずれかに該当する者（以下「有資格者」という。）のうち、以下のいずれかを満たす者とする。

・ 児童福祉事業または放課後子ども総合プラン事業等（以下「事業等」という。）の施設長または責任者として継続して3年以上従事した者。

- ・ 事業等に継続して5年以上従事した者。
- ・ 事業等に通算して8年以上従事した者。

※ 非常勤職員（パート・アルバイト等を含む。）の従事年数については、常勤職員の勤務時間数に換算のうえ算定すること。（常勤：週40時間、非常勤：週20時間勤務の場合、非常勤は2年間の勤務年数を1年として換算する。以下同じ。）

イ 役割

他の職員の管理、関係機関との連絡調整、活動プログラムの中心的な実施等。

② 主任

ア 要件

常勤の放課後児童支援員または有資格者のうち、事業等で概ね3年以上従事した経験のある者。

イ 役割

責任者を補佐し、責任者が不在のときは、その職務を代理する。

③ その他の職員

主任を補佐し、主任が不在のときは、その職務を代理する。

(2) 配置

① 責任者

責任者を1名選任すること。

② 一般登録

ア 運営時間を通じ、原則として下表の人数を常時配置（以下、「常時配置人数」という。）することとする（責任者及び主任を含む）。ただし、利用児童数が少ない場合は、児童の安全に配慮した効率的な体制で運営することができることとする。

事業名	梅木	谷端	田端
常時配置人数	5名	4名	8名
事業名	滝野川もみじ	王子第一	西が丘
常時配置人数	6名	7名	6名

イ 主任を1名選任すること。

ウ 常時配置人数の半数以上は有資格者としてすること。また、効率的な体制で運営する場合には、配置人数の半数以上は有資格者としてすること。

③ 学童クラブ登録

ア 運営時間を通じ、基準規則第4条第3項に定める基準を満たす職員を配置することとし、配置する職員は有資格者としてすること。ただし、一の学童クラブにつき、2名を超えて配置した職員については、この限りでない。

イ 一の学童クラブにつき主任を1名（一般登録に配置する者とは別の者とする。）選任すること。

ウ 学童クラブ登録の職員については、原則として専任の職員としてすること。

エ 学童クラブが複数ある場合、利用児童が少ない運営日は各クラブを合同として一の学童クラブとして育成する等、効率的な運営に努めること。また、合同で育成する場合も、基準規則第4条第3項に定める基準を満たす職員を配置すること。ただし、

学童クラブの運営時間を通じて、一般登録の職員と兼務することはできない。

(3) その他

- ① 配置する職員については、職員名簿を発注者へ届け出るものとする。
- ② 経験及び年齢のバランスを考慮した配置とすること。
- ③ 職員の採用に際しては、北区在住で希望する者の積極的な活用に努めるものとする。
また、当該事業に従事していた職員が、雇用されることを希望する場合は、継続して雇用するように努めること。
- ④ 退職もしくは休職等特別な場合を除き、職員の変更はしないものとする。やむを得ない事情により変更する場合は、「(2) 配置」を満たすように対応し、変更後の職員名簿を提出すること。
- ⑤ 職員のうち1人は、防火管理者の資格保有者とすること。
- ⑥ 職員名簿・勤務実績表を各月の次月10日までに提出すること。
- ⑦ 学童クラブ登録の職員は、「放課後児童支援員」の認定資格の取得に努めること。

7 主な費用負担区分

主な費用区分は次のとおりとする。

番号	項目	区	事業者
1	施設の光熱水費	○	
2	固定電話設置費用及び通信費	○	
3	携帯電話設置費用及び通信費		○
4	施設等の維持、保守管理に要する経費	○	
5	5万円以上の物品（備品）の購入	○	
6	5万円未満の物品（消耗品）の購入		○
7	施設及び付帯設備・物品・消耗品に係る修繕で、5万円を超えるもの	○	
8	施設及び付帯設備・物品・消耗品に係る修繕で、5万円以下のもの		○
9	施設運営に要する人件費、報償費（特別講師謝礼）、運営費		○
10	スタッフ控室（事務室）に配備する備品等		○
11	施設管理または運営上による損害賠償のうち、事業者に責のあるもの		○
12	施設、設備等の不備または施設管理上の瑕疵による損害賠償	協議事項	

8 引継について

事業者が現事業者から変更となる場合は、以下の期間で引き継ぎを行う。
なお、勤務日数等については、別途協議し、引継ぎに伴う委託を行う。

番号	区分	期間
1	一般登録	令和9年3月1日（月）から3月31日（水）まで
2	学童クラブ登録	令和9年2月1日（月）から3月31日（水）まで

9 業務委託に関する提案条件

(1) 法令等の遵守（コンプライアンス）

区民に対しコンプライアンスへの姿勢を明確に示すとともに特に次に掲げる法令等を遵守すること。児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則及び児童福祉施設最低基準、放課後児童クラブ運営指針、教育基本法、社会教育法、東京都北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び同施行規則、東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例、東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する要綱、東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する要領、東京都北区放課後子ども総合プラン実行委員会設置要綱、個人情報の保護に関する法律、東京都北区個人情報の保護に関する法律施行条例、東京都北区個人情報の保護に関する法律等施行規則、障害者差別解消法、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、東京都北区公契約条例、東京都北区公契約条例施行規則等

- (2) 善良なる事業者として本事業概要に掲げた委託業務を実施すること。なお、原則として事業者が行う業務については、第三者への委託を禁止する。
- (3) 委託に要する経費については、区の会計年度を基準とし、事業計画書及び資金収支計画書等に基づいて、仕様書に定めた方法で区が委託料を支払うこととする。
- (4) 本事業の特色として、学校授業日は授業終了時から事業実施となるため、職員の配置及び勤務時間の設定は効率的に行うこと。職員は児童処遇従事を優先し、管理事務機能は本社一括処理方式を採用するなど経費の削減に努めること。
- (5) 開催する教室や講座等の参加に伴う料金の徴収は一切禁止とする。ただし、教材費等の実費を除く。なお、育成料等は区の歳入とする。
- (6) 事故防止・安全対策・防災対策・情報管理については、区が示す各マニュアルに準じて提案すること。
- (7) 自治会・町会等の地域や学校・保育園・幼稚園等の関係機関と緊密に連携し、地域に根ざした運営に配慮すること。
- (8) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）に基づき、事業所内における子どもに対する性暴力等を防止するため、放課後児童クラブ運営指針や「こども性暴力防止法施行ガイドライン」を踏まえ適切に対応すること。

10 その他の事項

(1) 令和9年度の運営について

児童の受け入れは、令和9年4月1日（木）からとする。

(2) 東京都北区公契約条例について

当該業務委託契約については、東京都北区公契約条例が適用される。公募に参加するにあたっては、当条例及び同施行規則を確認し、応募すること。